

私立保育所指導監査

監査当日は、下記（裏面以降）点検事項について確認できる書類等を御準備ください。
なお、「施設監査資料」「委託費の弾力運用に係る事前提出資料」につきましては、監査当日の1週間程度前までに、県へ提出してくださるようお願いいたします。（電子メールでの提出で構いません。なお、個人情報を含む書類となりますので、添付ファイルにパスワードを付す等の対応をお願い致します。郵送の場合は2部提出してください。）

事前提出資料

○施設監査資料

（添付書類）

- ・給与規程（俸給表等の別表を含む）
- ・施設平面図（各保育室の㎡数、消火器・非常口の位置を明記したもの）
- ・職員研修の前年度実績及び今年度計画・実績（任意様式）

○委託費の弾力運用に係る事前提出資料

（添付書類）

- ・令和6年度 資金収支計算書
- ・令和6年度 資金収支明細書
- ・令和6年度 積立金・積立資産明細書
- ・令和6年度 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・令和6年度 貸借対照表
- ・令和6年度 収支計算分析表（該当する場合のみ）

※資料のデータにつきましては以下宮崎県庁HPよりダウンロードして作成ください。

（県庁HP）

「[トップ](#)>[暮らし・健康・福祉](#)>[社会福祉](#)>[指導・監査](#)>[児童福祉施設実地指導に係る監査資料について](#)」

（URL）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shidoukansha-engu/kurashi/shakaifukushi/20170725170002.html>

メールでの送付を希望される場合は、通知に記載しているメールアドレスへ連絡してください。

監査当日ご準備いただく資料

以下点検事項が確認できる書類を御準備ください。

(1) 施設運営

点検事項	根拠法令等
重要事項に関する規程	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条第2項
資格証（写）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
勤務割表	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項
出勤簿	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(5)
職員の研修	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第2項
苦情を受け付けた場合の対応	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3
業務の質の評価	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2

(2) 保健衛生

点検事項	根拠法令等
保健計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第3章-1-(2)-ア
児童の健康診断（内科・歯科・尿）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項
児童の発育・発達の状態 （身長・体重測定の結果など）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 保育所保育指針第3章-1-(1)-ア
職員の健康診断	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 労働安全衛生規則第44条
プールの衛生管理	「保育所における感染症対策ガイドライン」2-(2)-ア 「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」記4
※飲用水が水道水以外の場合 水質検査・清掃などの衛生管理状況	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条第1項 「社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について」記II

(3) 安全対策

点検事項	根拠法令等
非常災害対策計画（防災マニュアル）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項
避難及び消火に対する訓練	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項
防火設備等の安全点検	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第3章-4-(1)-ア
施設内外の安全点検	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第3章-3-(2)-ウ
防犯訓練	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第3章-3-(2)-ウ
安全に関する指導 （交通安全指導を含む）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 保育所保育指針第2章-3-(2)-ア-(ウ)-⑥
事故発生防止のための指針（マニュアル）	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第1【保育所】-(5)
乳幼児突然死症候群の対策	「保育所の運営管理及び事務手続きについて」第1-3-(3)
プール活動・水遊びを行う場合の 人員配置体制	「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」 記1-(1)
事故等発生時の対応	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

(4) 児童処遇

点検事項	根拠法令等
保育の全体的な計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第1章-3-(1)
保育の指導計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第1章-3-(2)
満3歳未満児の個別計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第1章-3-(2)-イ(ア)
児童処遇に関する帳簿 (出席簿、児童票、保育日誌等)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条
保育要録	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第2章-4-(2)-ウ 「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」記2

(5) 食事の提供

点検事項	根拠法令等
食育計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条・保育所保育指針第3章-2-(1)-ウ
献立表	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第4項
給食関係の帳簿(給食日誌等)	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(2)
食品の検収	「保育所の運営管理及び事務手続きについて」第1-5-(1)-ア
スキムミルク受払簿	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2【共通事項】-(4)
検食	「保育所の運営管理及び事務手続きについて」第1-5-(2)-イ(ア)
職員の検便	「保育所の運営管理及び事務手続きについて」第1-5-(1)-ウ
栄養給与状況報告書	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第3条
※調理業務を委託している場合 委託契約書	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2【共通事項】-(7)

(6) 職員処遇

点検事項	根拠法令等
就業規則一式(給与規程・休業規程含む)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 労働基準法第89条
労働条件通知書(雇用契約書)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第15条第1項、同法施行規則第5条
24協定・36協定	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(2) 労働基準法第24条・第36条
※1年単位の変形労働時間制を採用 している場合:労使協定の届出	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第32条の4第4項、同法施行規則第12条の4第6項
給与台帳	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 保育士の労働環境確保に係る取扱いについて(通知)記(1)
時間外勤務の実績	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第37条
年次有給休暇	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第39条
諸手当に係る届出 (通勤手当、扶養手当、住居手当等)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(1)

(7) 経理

点検事項	根拠法令等
経理規程	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2)
利用者負担金(職員給食費等、延長保育・一時保育利用料、私的契約児利用料)の徴収に係る台帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)-ウ
利用者負担金の定めがあるもの (重要事項説明書等)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)-ウ
小口現金出納帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)-オ
契約関係書類 (契約書、請書、相見積書等)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2)
資金収支計算書、資金収支明細書	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
貸借対照表	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
積立金・積立資産明細書	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
事業区分間及び拠点区分間繰入金 明細書	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
弾力的運用の第三段階を満たしていることを証明する書類 ・ 第三者評価の受審結果 ・ 第三者委員の設置状況 (重要事項説明書等) ・ 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件 分等の認定状況(市町村からの承認 文書、ない場合は申請書)	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用の第三段階の要件を満たしているか確認するため。
財産、収支を明らかにする帳簿 (総勘定元帳、会計伝票及び証拠書 類、固定資産管理台帳)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)
積立資産の目的外使用における県ま たは理事会への協議に係る書類 ※該当する場合のみ	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
土地の取得における県への協議に係 る書類 ※該当する場合のみ	「保育所の運営管理及び事務手続きについて」第1-6-(6)
理事会の議事録(写しで可)	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づく弾力的運用の関係で、積立資産の取崩や前期末支払資金残高の取崩等に係る理事会の承認の有無を確認するため。 (例) 積立資産を目的外に使用する場合、 前期末支払資金残高を事業活動収入計(予算額)の3%を超えて取り崩す場合、 前期末支払資金残高を法人本部や他施設に繰入れする場合等